

一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第九号の(1)及び(2)(九)の規定並びに第十号の(9)の規定に基づき、利用周波数による発射による電波の強度に対する安全施設の状況について、次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

一 一般用非接触電力伝送装置については、利用周波数による発射による電波の強度が、人体が電波に不均一にばく露される場合の電波の強度の値（平成十一年郵政省告示第三百一号表1に規定する人体が電波に不均一にばく露される場合の電波の強度の値をいう。）を超えないよう措置されていること。

二 電気自動車用非接触電力伝送装置については、利用周波数による発射による電波の強度が、人体が電波に不均一にばく露される場合の電波の強度の値（平成十一年郵政省告示第三百一号表2に規定する人体が電波に不均一にばく露される場合の電波の強度の値をいう。）を超えないよう措置されていること。